

納税証明書交付申請書を代理提出される皆様へ

令和4年1月4日から納税証明書交付申請書及び委任状への押印が不要となりました。
これに伴い、申請に必要な書類等に一部変更がありますので、ご注意ください。

◇ 押印が不要となったもの ◇

- ・ 納税証明書交付申請書
- ・ 委任状

◇ 申請書類等について ◇

【◆納税義務者である法人の代表者本人または社員が窓口で申請する場合】

1. 納税証明書交付申請書
2. 身分確認書類（下記①のとおり）
3. 交付手数料分の福島県収入証紙

※ 本社社員の他、支店・営業所等の社員が窓口で申請する場合も委任状は不要です。

【◆代理人が窓口で申請する場合】

1. 納税証明書交付申請書
2. 納税義務者からの委任状（窓口に来られる方を代理人として選任して下さい。）
3. 身分確認書類（下記②、③のとおり）
4. 交付手数料分の福島県収入証紙

★ 身分確認書類について

① 納税義務者である法人の代表者本人または社員の場合

→ 法人との関わりが分かるもの（健康保険証、社員証、名刺等）

② 代理人が個人の場合

→ 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、行政書士証票等）

※ 住所氏名が確認できるものに限る

※ 申請書記載住所とご提示いただいた身分証明書の住所氏名が一致しない場合、追加で住所・氏名が確認できる資料（住民票等）の提示を求める場合があります。

③ 代理人が法人の場合

→ 法人の社員であることが分かるもの（健康保険証、社員証、名刺等）

なお、身分確認にあたって、納税義務者（委任者）に電話等で確認させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。